

1. 本計画について

1-1. 東村観光の歩み

(1) 東村観光に関する動向

東村では、住民参加で完成させた手づくりの村民の森つつじ園で昭和58年から開催されているつつじ祭りが、村外より集客を図る取組の第一歩であった。平成8年に策定された「第3次東村総合計画」では、エコツーリズムやグリーン・ツーリズムの推進による自然体験交流型観光の確立と交流拠点づくりへの取組が展開された。その後、東村エコツーリズム協会、東村ブルーツーリズム協会、東村グリーン・ツーリズム研究会が設立されたのち、これら3つが統合する形で東村観光推進協議会が設立され、NPO法人化によって東村観光の核となる組織体制が確立された。平成29年3月には「東村第2次観光振興計画」を策定し、第1次（平成24～28年度）に引き続き観光振興に取り組んできた。

年	動向	年	動向
昭和58年	村民の森開園/第1回東村つつじ祭り開催(村制60周年記念)	平成19年	東村東部地域交流館落成
平成8年	第3次東村総合計画策定	平成22年	東村観光推進協議会、特定非営利活動法人(NPO)登録
平成11年	東村エコツーリズム協会設立	平成26年	東村観光推進協議会、オーライ!ニッポン大賞グランプリ(内閣総理大臣賞)受賞
平成12年	東村ブルーツーリズム協会設立、東村ふれあいヒルギ公園完成	平成27年	東村福地川海浜公園、ブルーツーリズム体験施設供用開始
平成14年	村民の森「つつじエコパーク」完成	平成28年	第5次東村総合計画、第1期まち・ひと・しごと創生総合戦略、過疎地域自立促進計画を策定/慶佐次通信所を地権者へ引き渡し/やんばる国立公園指定
平成16年	東村グリーン・ツーリズム研究会設立	平成29年	東村文化・スポーツ記念館竣工
平成17年	東村観光推進協議会設立	令和2年	「サンライズひがし」道の駅登録
平成18年	第4次東村総合計画策定	令和3年	「やんばるの森」世界自然遺産登録

(2) 本村にとっての観光とは

近年では、やんばるの森が「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」として世界自然遺産に登録されたことが大きな話題である。一方、コロナ禍による観光需要の冷え込み、特にインバウンド観光の消失など観光を取り巻く環境は大きく変化した。

コロナ以前は、国際経済における日本の地位が停滞していた反面、国民生活は成熟し、観光面においても癒し、知的な満足、美的探究、グルメなど「心の豊かさ」や「満足できる体験」が求められるようになった。修学旅行においても、単に見るだけの旅行から体験型へと移行し、本村も教育旅行民泊（以下では農家民泊という）で非常に好調であった。

また、観光形態をみても、団体旅行から個人・グループ旅行へと趨勢は変化し、旅行目的や旅行先、滞在スタイルも多様化した。例えば「暮らすように旅する」という考え方が浸透しはじめているが、これはふだん住民が日常を過ごす空間や体験を、観光客も一人の生活者のように楽しみたいというニーズから生まれたものである。団体旅行の時代には生まれなかった形態であり、LCC（格安航空会社）の登場で旅行が身近になり、自分の目的に合わせた旅行をしたいという要望が高まった帰結だといえる。

いま、人口減少や少子高齢化は本村でも深刻化し、定住人口の増大による活性化が困難となっている。観光が主要産業のひとつである本村には、観光・交流の拡大（交流人口・関係人口の拡大）による地域の活性化に活路をみいだすことが求められている。とはいえ、県内だけでなく国内も海外も「観光客を受け入れてまちおこしたい」という地域があふれており、観光客獲得の競争率はかつてなく高まっている。観光を地域課題の解決に結びつけるためには、これまでのように行政主導型では十分でなく、本村の産官民が一体となって取り組む必要がある。特に公平性や中立性を重視するあまり総花的な内容になりがちなところは修正し、正しいときに正しい人が行動できる計画、民間事業者が自発的・主体的に投資できる計画となることをめざす。

なお、令和元年12月から猛威を振るっている新型コロナウイルス感染症の影響はあと数年続くことが想定される。そのため、計画期間である令和4年から令和8年の5年間のうち、初めの2年間はwithコロナ期間と想定して観光振興の方向性を設定する。

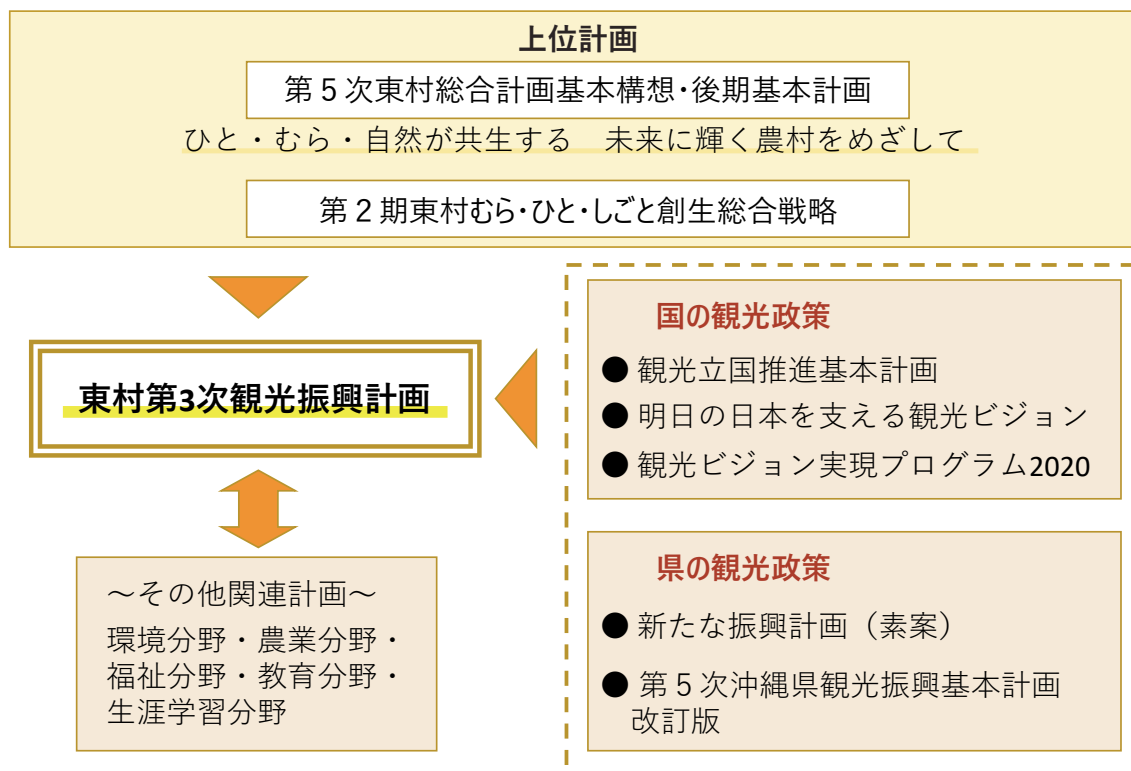
1 - 2. 計画のアウトライン

(1) 計画の目的

最近の観光動向の変化や課題などを考慮しながら、将来にわたって持続可能な観光地として進むべき方向を定め、経済・雇用効果の増大、地域の活性化を実現することを目的に「東村第3次観光振興計画」を策定する。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、令和3年3月に策定された「第5次東村総合計画基本構想・後期基本計画～第2期東村むら・ひと・しごと創生総合戦略～」の下位に位置づけられるものであり、本村における観光施策に関する指針とする。また、令和4年度からの10年間の沖縄観光行政の指針となる「第6次観光振興基本計画」の素案では、「世界から選ばれる持続可能な観光地」が将来像に掲げられ、量から質への転換が重視されている。これらの国及び沖縄県の観光関連計画等との整合を図る。



(3) 計画期間

本計画の期間は、令和4～8年度の5年間とする。始めの2年間はwithコロナ期間とする。

